（不当景品類及び不当表示防止法の一部改正）

第四十一条　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号」に改め、「処分通知等」の下に「であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているもの」を、「事務を」の下に「、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する」を、「当該事項を」の下に「当該」を加え、同項を同条とする。

（商業登記法の一部改正）

第四十二条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第十項を削る。

第十三条第二項ただし書を削る。

第二十一条第二項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項」に改める。

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第四十三条　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五十三条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、「国土交通大臣が」を削り、「第二十条第一項第一号」に改め、「ことができるものとした」を「ものとした」に改める。

（法人税法の一部改正）

第四十四条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第六項を削り、同条第七項中「及び前項」を削り、同項を同条第六項とする。

第八十一条の二十四の二第六項を削る。

第八十一条の二十五第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項（」を「（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項（」に、「第三条第一項に」を「第六条第一項に」に改め、同条第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四十五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項ただし書中「場合には」を「場合は」に改める。

第三十五条の見出し中「登記等」を「登記」に改め、同条第一項中「登記等」を「登記」に改め、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定又は」を削り、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第三号（定義）に規定する書面等」を「書面」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第四十六条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の三第二項ただし書を削る。

（特定商取引に関する法律の一部改正）

第四十七条　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の六第一項を削り、同条第二項中「前項」を「、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号」に改め、「処分通知等」の下に「であつてこの章の規定により書類の送達により行うこととしているもの」を、「事務を」の下に「、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する」を、「当該事項を」の下に「当該」を加え、同項を同条とする。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正）

第四十八条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「港湾管理者を含む」の下に「。次条第二項において同じ」を加え、同条第二号ロ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」という。）第二条第六号」を「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号」に、「情報通信技術利用法第二条第七号」を「情報通信技術活用法第三条第九号」に改める。

第三条の見出しを「（情報通信技術活用法の適用）」に改め、同条第一項を次のように改める。

前条第一号に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は処分通知等については、当該電子情報処理組織を情報通信技術活用法第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織とみなして、同条又は情報通信技術活用法第七条（電子情報処理組織による処分通知等）の規定を適用する。この場合において、情報通信技術活用法第六条第三項中「当該申請等を受ける行政機関等」とあるのは「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」と、「当該行政機関等」とあるのは「当該申請等を受ける行政機関等」とする。

第三条第二項中「情報通信技術利用法第四条」を「情報通信技術活用法第七条」に、「同条第一項の行政機関等」を「税関その他の関係行政機関」に改める。

第四条第一項及び第五条中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

（電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正）

第四十九条　電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項ただし書を削る。

（消費税法の一部改正）

第五十条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の二第六項を削る。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

第五十一条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第四十二条」を「・第四十一条」に、「第四十三条―第四十六条」を「第四十二条―第四十五条」に改める。

第二十四条第一項中「第四十六条」を「第四十五条」に改める。

第四十二条を削る。

第六章中第四十三条を第四十二条とし、第四十四条を第四十三条とする。

第四十五条第二号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同条を第四十四条とし、第四十六条を第四十五条とする。

（政党助成法の一部改正）

第五十二条　政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二第一項中「場合を含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「、支部報告書」を「、第十八条第二項の支部報告書、監査意見書」に、「又は第三十条第二項の規定により」を「の規定により同項に規定する政党の会計責任者に提出すべきこれらの文書及び第三十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者であった者に」に改め、「監査意見書」の下に「（第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に併せて提出すべきものに限る。）」を、「第三十五条の文書」の下に「（第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に添付すべきものに限る。）」を加え、同条第二項中「、政党の会計責任者又は」を「、第十八条第一項、第二十条第二項若しくは第二十九条第一項第二号に規定する政党の会計責任者又は同項第一号若しくは第三十条第二項に規定する」に改める。